

防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱

平成 24 年 4 月 6 日
国都市第 341 号
国住備第 724 号
国住街第 201 号
国住市第 179 号
国土交通省都市局長通知
国土交通省住宅局長通知

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日
国都市第 231 号
国住備第 597 号
国住街第 153 号
国住市第 100 号

第 1 通則

防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に
関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179
号）（以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通
省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府建設省令第 9 号）（以下「交付規則」と
いう。）その他関係通達に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 目的

防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上と
いった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業に
ついて、施行者又は特定建築者（以下、施行者等という。）が行う住宅・建築物及
びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業のための費用の一部
を国が施行者等又は施行者等に費用の一部を補助する地方公共団体に対し補助す
ること並びに地権者の生活再建に支障を来たさないよう、建設工事費高騰の影響を
受けた事業について支援することにより、上記政策課題等への対応に資する事業の
緊急的な促進を図ることを目的とする。

第 3 定義

- 1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業とは、次の各号のいずれかに該当する
事業をいう。

- 一 政策課題対応タイプ

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業をいう。

二 地域活性化タイプ

地権者の生活再建に支障を来たさないようにするために、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援する事業をいう。

2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 市街地再開発事業

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業をいう。

二 優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業制度要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け建設省住街発第 63 号）第 2 第 1 号、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日 国住心第 178 号）第 3 第 27 号及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）（以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イー 1 6－（2）に規定する優良建築物等整備事業をいう。

三 地域優良賃貸住宅整備事業

地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成 19 年 3 月 2 8 日付け国住備第 162 号）第 2 条第 3 号に定める地域優良賃貸住宅整備事業をいう。

四 住宅市街地総合整備事業

住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け国住市第 350 号）（以下「住市総要綱」という。）第 2 第 1 号及び交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 1 6－（8）に規定する住宅市街地総合整備事業をいう。

五 防災街区整備事業

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 2 条第 5 号に規定する防災街区整備事業をいう。

六 都市再生整備計画事業

交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 1 0－（1）に規定する都市再生整備計画事業をいう。

七 地域住宅計画に基づく事業

交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 1 5－（1）に規定する地域住宅計画に基づく事業をいう。

八 認定集約都市開発事業

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）（以下「低

炭素法」という。) 第 12 条に規定する認定集約都市開発事業をいう。

九 都市再生住宅等整備

住市総要綱第 2 第 4 号及び交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 1 6 - (8) 2. 第 3 号に規定する都市再生住宅等整備をいう。

十 施行者

第一号から第九号に規定する事業を行う者をいう。

十一 特定建築者

都市再開発法第 99 条の 2 第 2 項 (同法第 118 条の 28 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する特定建築者をいう。

十二 住宅性能評価書

住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号) 第 5 条に規定する住宅性能評価書をいう。

十三 評価方法基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく評価方法基準 (平成 13 年国土交通省告示第 1347 号) をいう。

十四 都市機能誘導区域

都市再生特別措置法第 81 条第 1 項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画 (同条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域及び同条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。) に定められた都市機能誘導区域をいう。

十五 居住誘導区域

都市再生特別措置法第 81 条第 1 項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画 (同条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域及び同条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。) に定められた居住誘導区域をいう。

十六 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

十七 ZEH 水準

強化外皮基準 (評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準) を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

十八 ZEB 水準

再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減 (小規模 (300 m²未満) は 20%削減) となる省エネ性能の水準をいう。

十九 ZEH-M Ready 水準

住宅において、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減となる水準をいう。

二十 ZEB Ready 水準

非住宅において、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減となる水準をいう。

二十一 優良緑地確保計画

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 88 条第 1 項に基づく優良緑地確保計画をいう。

第 4 政策課題対応タイプの実施

1 対象地域

住宅部分については、次に掲げるいずれかの地域内に存する事業（第十号に掲げる地域にあっては認定集約都市開発事業の場合に限る。）により整備されるものとする。

一 首都圏整備法（昭和 31 年 4 月 26 日法律第 83 号）第 2 条第 3 項に規定する既成市街地、同条第 4 項に規定する近郊整備地帯又は同条第 5 項に規定する都市開発区域

二 近畿圏整備法（昭和 38 年 7 月 10 日法律第 129 号）第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域、同条第 4 項に規定する近郊整備区域又は同条第 5 項に規定する都市開発区域

三 中部圏開発整備法（昭和 41 年 7 月 1 日法律第 102 号）第 2 条第 3 項に規定する都市整備区域又は同条第 4 項に規定する都市開発区域

四 平成 17 年度までに定められた大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年 7 月 16 日法律第 67 号）第 3 条の 3 第 2 項第四号に規定する住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域

五 都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する都市再開発の方針が定められた市街地又は同条第 2 項に規定する都市再開発の方針が定められた地区

六 都市機能誘導区域内であって、鉄道若しくは地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 1 k m の範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは停車場（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 500m の範囲内

七 居住誘導区域内であって、人口密度が 40 人／h a 以上の区域内

八 県庁所在都市又は通勤圏人口 25 万人以上の都市の通勤圏のうち昭和 45 年国勢調査による人口集中地区（ただし、昭和 45 年に国勢調査が行われていない場合については、その時点で人口集中地区の設定の基準を満たすとみなされる地区）又は計画開発地

九 都市再生特別措置法（平成 14 年 4 月 5 日法律第 22 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき定められる都市再生緊急整備地域

十 低炭素法第 2 条第 2 項に規定する低炭素まちづくり計画に定められた区域

2 補助対象事業

補助対象事業は、第一号に掲げる事業（令和 14 年 3 月 31 日において完了しないものにあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。）により整備される施設建築物等（ハからトに掲げる事業については住宅部分に限る。）のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であつて、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。

一 次のいずれかに該当する事業であること。

イ 市街地再開発事業

ロ 優良建築物等整備事業

ハ 地域優良賃貸住宅整備事業（地方公共団体以外の者が建設等を行うもののうち、地方公共団体が借り上げるものに限る。）

ニ 住宅市街地総合整備事業

ホ 防災街区整備事業

ヘ 都市再生整備計画事業の交付対象事業（イ及びロに掲げる事業を除く。）

ト 地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業（イ及びロに掲げる事業を除く。）

チ 認定集約都市開発事業（交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－１３－（１１）及びイ－１６－（１９）に規定する集約都市開発支援事業による助成を受けるものに限る。）

二 次のいずれかに該当すること。

イ 「東日本大震災からの復興の基本方針」 3（イ）及び（ロ）に該当するもの

ロ 「東日本大震災からの復興の基本方針」 3（ハ）に該当するもの

ハ 「東日本大震災からの復興の基本方針」 3（イ）、（ロ）及び（ハ）に該当するもの以外

三 次のイ及びロを満たすこと。

イ 第 4 第 3 項第一号に規定する必須要件を満たす事業であること。

ロ イに加えて、第 4 第 4 項第一号イからヘに規定する選択要件より二つ以上選択する場合は、それぞれ同号イからヘの要件を満たす事業であること。

四 令和 12 年 3 月 31 日までに着手（補助を受けて設計等に着手した場合、又は事業認可、認定等を了した場合を含み、一団の住宅団地において一部の住宅について着手があつたときは、当該住宅団地に着手があつたものとみなす。以下

同じ。) された事業であること。

3 必須要件

一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからトに掲げる要件に該当する事業を対象とする。

イ 次に掲げる高齢者等配慮対策が講じられていること。

- ① 住宅部分については、評価方法基準第5の9の9-1に規定する高齢者等配慮対策等級(専用部分)について等級3以上、同9-2に規定する高齢者等配慮対策等級(共用部分)について等級4以上の基準を満たすこと。
- ② 非住宅部分については、評価方法基準第5の9の9-2に規定する高齢者等配慮対策等級(共用部分)の等級4に相当する対策、又は高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。)に適合すること。

ロ 次に掲げる子育て対策が講じられていること。

- ① 非住宅部分について、託児スペース、授乳スペース、子育てに配慮したトイレ等、子育て支援機能を設置すること。
- ② 足がかりの生じない壁仕上げ等、転落事故の防止に配慮した対策が講じられていること。
- ③ 出入口におけるスロープの設置、階段における子供が使用可能な高さ(概ね75cm以下)への手すりの設置等、共用通行部分において子育てに配慮した対策が講じられていること。
- ④ 住宅部分について、次の(1)から(5)までのすべてを満たすこと。
 - (1) 建築物の出入口は、オートロックの設置、玄関扉等を通過する人物を映す防犯カメラの設置等、外部からの不審者等の侵入防止の措置が講じられていること。
 - (2) エレベーターは、かごの内部に防犯カメラを設置したものとするとともに、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。
 - (3) 住戸の玄関は、侵入を防止する性能を有する扉及び錠が設置されたものとする。
 - (4) 共用廊下等に面する窓等は、面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとする。
 - (5) 建物出入口の存する階及びその直上階の住戸の窓等は、面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとする。

⑤ 住戸の躯体天井高さが 2,650mm 以上であること。

⑥ 住宅部分について、宅配ボックスを設置すること。

ハ 次に掲げる防災対策が講じられていること。この場合において、地震等による大規模災害の発生時に、国、地方公共団体等から、事業区域内の建築物又は敷地の一部を広域的な防災拠点等として一時的に利用することの求めがあった場合に提供可能なスペースをあらかじめ明示するとともに、当該情報を国及び地方公共団体と共有すること。

① 構造躯体の倒壊等防止に関する基準に適合すること（評価方法基準第 5 の 1 の 1－1 に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級 2 に相当）又は免震構造若しくは制震構造の採用等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること。

② 都市部に存する事業にあつては、災害時における帰宅困難者等の一時滞在時の用に供する集会所（50 m²以上）、防災備蓄倉庫（屋内 5 m²以上）の設置等により、災害時における帰宅困難者等の支援拠点として機能すること。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること（締結予定を含む）。

③ 都市部に存する事業にあつては、浸水対策のために必要な雨水貯留浸透施設を設置すること。

ニ 次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。

① 住宅部分については、ZEH 水準に適合すること。

② 非住宅部分については、ZEB 水準に適合すること。

ホ 次に掲げる環境対策が講じられていること。

① 評価方法基準第 5 の 4 の 4－4 に規定する更新対策（住戸専用部）の水準に相当する対策を講ずること。

② 施設建築物等の建設及び除却の段階において発生する建設資材廃棄物の発生の抑制、再使用及び再資源化、リサイクル建材の利用、使用段階におけるごみの分別等に配慮したものとすること。

③ 評価方法基準第 5 の 3 の 3－1 に規定する劣化対策等級（構造躯体等）の等級 3 に相当する対策を講ずること。

④ コンクリートの水セメント比を 45%以下等とすること。

⑤ 評価方法基準第 5 の 4 の 4－1 に規定する維持管理対策等級（専用配管）及び同 4－2 に規定する維持管理対策等級（共用配管）の等級 3 に相当する対策を講ずること。

⑥ 評価方法基準第 5 の 4 の 4－3 に規定する更新対策（共用排水管）の等

級3に相当する対策を講ずること。

へ 供給される住宅が、居住水準の向上に資するものであるとともに、適切な維持管理に配慮されているものであること。

ト 設計された住宅及び建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるものであること。

二 前号イからトまでに規定する要件に係る技術基準及び技術評価については、別に定めるところによる。

4 選択要件

一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからへに掲げる選択要件に該当する事業を対象とする。

イ 防災対策

次の①から⑤までのいずれかに該当すること。

- ① 都市部以外に存する事業にあっては、災害時における帰宅困難者等の一時滞在時の用に供する集会所(50㎡以上)、防災備蓄倉庫(屋内5㎡以上)の設置等により、災害時における帰宅困難者等の支援拠点として機能すること。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること(締結予定を含む)。
- ② 非常時に発生する火災に対して有効に機能する延焼遮断帯の形成に寄与すること。
- ③ 津波に対して安全な構造であること。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること(締結予定を含む)。
- ④ 都市部以外に存する事業にあっては、浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること。
- ⑤ 災害時に利用可能な給水関連施設を設置すること。

ロ 環境対策

次の①から③のいずれかに該当すること。

① 都市緑化対策

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること(ただし、当該事業の存する地方公共団体が定める条例等で緑化対策が義務づけられている場合においては、(1)及び(2)の基準が、義務づけされた基準を超える場合に限る)。

(1) 空地の面積の敷地面積に対する割合(以下「空地率」という。)が、

1 から建ぺい率の最高限度を減じた数値に 10 分の 2 を加えた数値以上となるよう空地を確保するとともに、敷地面積の 100 分の 5 以上の面積を緑化すること。

(2) 空地率が、1 から建ぺい率の最高限度を減じた数値に 10 分の 1 を加えた数値以上となるよう空地を確保するとともに、敷地面積の 10 分の 2 以上の面積を緑化すること。

② 木材利用の推進

当該事業により整備される施設建築物において、次の(1)及び(2)に該当すること。

(1) 住宅部分については、延べ面積 1 m²につき 0.025 m³以上の木材を使用すること。

(2) 非住宅部分については、延べ面積 1 m²につき 0.01 m³以上の木材を使用すること。

③ 優良緑地確保計画の認定基準に適合すること。

ハ 子育て対策

住宅部分については、次の①から④までのすべてに該当すること。

① 評価方法基準第 5 の 8 の 8-1 に規定する重量床衝撃音対策等級 4 に相当する基準を満たすこと。

② 評価方法基準第 5 の 8 の 8-2 に規定する軽量床衝撃音対策等級 4 に相当する基準を満たすこと。

③ 評価方法基準第 5 の 8 の 8-3 に規定する透過損失等級（界壁）の等級 4 に相当する基準を満たすこと。

④ 子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペースを設置すること。

ニ 生産性向上

当該事業に係る設計及び施工において BIM (Building Information Modeling) を導入すること。また施工後に、BIM で作成された竣工図を事業者引き継ぐこと。

ホ 働き方対策

テレワーク拠点（コワーキングスペース等）を整備すること。この場合において、次の①から④までのすべてに該当すること。

① 入居者等の特定の利用者だけでなく、地域住民等も利用できること。

② 利便性が高く、利用者がアクセスしやすい場所に配置するとともに、セキュリティに配慮した計画とすること。

③ 当該施設の収益が経常的な維持管理費を上回らないこと。

④ 当該市町村における当該施設の就業人口あたり施設数が全国平均を下回っており、かつ、当該施設のニーズが確認できること。

へ 省エネルギー対策

① 住宅部分については、ZEH-M Ready 水準に適合すること。

② 非住宅部分については、ZEB Ready 水準に適合すること。

二 前号イからへに規定する要件に係る技術基準及び技術評価については、別に定めるところによる。

5 技術評価に係る書類

一 地方公共団体は、交付申請書に、住宅の性能に関する技術評価に必要な内容の審査（技術評価を含む。）に係る書類を添付するものとする。

二 国土交通大臣又は都道府県知事は、交付申請書に添付された住宅の性能に関する技術評価に必要な書類について、事業を行う者に対し、別に定めるところにより、公的機関による技術評価の結果の提出を求めることができる。

第5 地域活性化タイプの実施

地域活性化タイプの交付対象事業は、以下の要件を満たす市街地再開発事業及び防災街区整備事業とする。

1 次の一又は二のいずれかの要件を満たす事業であること。

一 事業計画が令和4年11月8日までに認可されていること。

二 以下の要件を満たす事業であること。

イ 令和4年11月8日までに特定業務代行契約等が締結され、事業計画（資金計画を含む）について地権者による合意形成がなされている事業であること。

ロ 以下の①から③のいずれかの事象が地区内で発生し、地権者の生活再建に支障を来している事業であること。

①地権者が移転していること。

②借家人が移転していること。

③補償が発生していること。

2 令和4年11月8日以降に建設工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画を含む）の変更を実施することが確実と見込まれること。

第6 補助金の額

1 政策課題対応タイプの基礎額

一 政策課題対応タイプの補助金の額（第六号又は第七号に該当する場合においては、国及び地方公共団体による施行者等への補助金の額の合計又はこれに相当する額）は、補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助金の補助対象事業費及び交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除

く。)に、第4第3項第一号に規定する必須要件のみに該当するものについては100分の3を、必須要件に加え第4第4項第一号イからへに規定する選択要件のうち、二つに該当するものについては100分の5を、三つに該当するものについては100分の7をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、次の(1)から(11)に掲げる対策のうち該当する対策についてそれぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。

(1) 高齢者等配慮対策

高齢者等配慮対策を図るために付加的に要する費用

(2) 子育て対策（必須）

子育て支援機能の確保、転落事故の防止に配慮した対策、共用通行部分における子育てに配慮した対策を図るために付加的に要する費用（住宅部分を除く。）

(3) 子育て対策（選択）

遮音性の確保、子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペースの確保を図るために付加的に要する費用

(4) 防災対策（必須）

特殊基礎工事、免震・制震構造工事等の防災性能強化費等、地震被災時における躯体の保全への配慮を図るために付加的に要する費用

(5) 防災対策（選択）

災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援又は市街地の延焼遮断機能の向上を図るために付加的に要する費用、津波防災に資する施設の整備、雨水貯留浸透施設の整備並びに災害時に利用可能な給水関連施設の整備に伴い付加的に要する費用

(6) 省エネルギー対策（必須）

第4第3項第一号二に規定される省エネルギー水準への適合による省エネルギー化を図るために付加的に要する費用

(7) 省エネルギー対策（選択）

第4第4項第一号へに規定される省エネルギー水準への適合による省エネルギー化を図るために付加的に要する費用（(6)の費用を除く。）

(8) 環境対策（必須）

構造躯体等の劣化対策、専用配管及び共用配管の維持管理対策並びに共用排水管の更新対策による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用

(9) 環境対策（選択）

イ 都市緑化対策

敷地内の緑化を図るために付加的に要する費用（屋上緑化等のための建築物の耐荷重構造化費用を含む。）

ロ 木材利用の推進

木材利用を図るために付加的に要する費用

ハ 良質な緑地確保の取組の推進

優良緑地確保計画の認定基準に適合するために付加的に要する費用

(10) 生産性向上（選択）

BIMを導入するために付加的に要する費用

(11) 働き方対策（選択）

テレワーク拠点を整備するために付加的に要する費用

二 地域優良賃貸住宅整備事業により整備される地域優良賃貸住宅のうち、認定事業者（地方住宅供給公社等である場合に限る。）が建設する住宅及び地方住宅供給公社が買い取る住宅の整備に併せて防災・省エネまちづくり緊急促進事業を行う場合、当該住宅等の建設（買取又は購入を含む。）費に係る算出規定により算出した建設（買取又は購入を含む。）費に加算できる額は、1戸当たり2,560千円を超えない範囲内で国土交通大臣が認定した額とする。

三 第一号(1)から(11)までの費用の算出は、これに相当するものとして別に定める算出方法があるときは、当該方法によってもよいこととする。

四 第一号に規定する補助対象事業の建設工事費には、次の(1)から(4)までに掲げる費用については含めないものとする。

(1)子育て対策（必須）

住宅部分において、転落事故の防止に配慮した対策、共用通行部分における子育てに配慮した対策、住戸の躯体天井高さの確保、宅配ボックスの設置を行うために付加的に要する費用

(2)防災対策（必須）

都市部に存する事業における、災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援を図るために付加的に要する費用

(3)防災対策（必須）

都市部に存する事業における雨水貯留浸透施設の整備に伴い付加的に要する費用

(4)環境対策（必須）

住戸専用部の更新対策やリサイクル性への配慮、構造躯体等の劣化対策による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用

五 第四号(1)から(4)までの費用の算出は、これに相当するものとして別に定める算出方法があるときは、当該方法によってもよいこととする。

六 施行者等が地方公共団体以外の事業にあつては、第一号(5)又は(11)に対する補助金の額は、当該対策のために付加的に要する費用の2分の1以内、かつ、当該対策のために付加的に要する費用に対して地方公共団体が施行者等に補助する額の2分の1以内とする。

七 施行者等が地方公共団体の事業にあつては、第一号(5)又は(11)に対する補助金の額は、当該対策のために付加的に要する費用の2分の1以内とする。

2 地域活性化タイプの基礎額

次の一及び二のいずれか少ない額を限度とする。

一 建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事のうち、令和4年度以降に要した費用。ただし、当該費用に対し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の額を除く。）に対し、100分の11.5を乗じて得た額

二 令和4年11月8日以降に建設工事費高騰を踏まえて変更される事業計画に基づき、算定した建設工事費の増加額

3 各年度の補助金の額は、当該年度に支出される建設工事費を超えないものとする。

第7 交付の申請

1 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に工事設計書、第4第3項及び第4項に規定する基準等に関する書類及び補助事業費財源表を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、補助金の目的及び内容に適合し、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付申請報告書（以下、「報告書」という。）に補助金交付申請書を添付し、地方整備局長等（地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

3 地方整備局長等は、都道府県知事から前項の規定により報告書を受けたときは、補助金交付申請進達書に報告書を添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第8 交付決定の変更の申請

- 1 補助金の交付決定額の変更又は補助事業（補助金を充てて実施する事業をいう。以下同じ。）の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする補助事業者（補助事業を行う者をいう。以下同じ。）は、補助金交付決定変更申請書に変更工事設計書を添えて、第7第1項の規定に準じて提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、補助金の交付決定の変更の申請があったときは、第7第2項の規定に準じて補助金交付決定変更申請報告書（以下、「変更申請報告書」という。）を提出しなければならない。
- 3 地方整備局長等は、都道府県知事から前項の規定により変更申請報告書を受けたときは、第7第3項の規定に準じて補助金交付決定変更申請進達書を提出しなければならない。
- 4 第1項に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更で補助金の額に変更を生じないものをいう。
 - (1) 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの
 - (2) 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、適正化法第6条の補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの
 - (3) 本工事費、附帯工事費の工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する金額が9,000千円以下であるときは9,000千円）を超える変更又は30,000千円を超えるもの

第9 交付決定の取消しの申請

- 1 補助金の交付の決定があった後、事情の変更等により特別な事由が生じたため、当該決定の取消しを申請しようとする補助事業者は、補助金交付決定取消申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、交付決定の取消しの申請があったときは、第7第2項の規定に準じて補助金交付決定取消申請報告書（以下、「取消申請報告書」という。）を提出しなければならない。
- 3 地方整備局長等は、取消申請報告書の提出があったときは、第7第3項の規定に準じて補助金交付決定取消申請進達書を提出しなければならない。

第10 完了予定期日の変更

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合には、完了予定期日変更報告書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、完了予定期日変更報告書の提出があったときは、第7第2項

- の規定に準じて完了予定期日変更報告に係る報告書を提出しなければならない。
- 3 地方整備局長等は、前項の規定により都道府県知事から完了予定期日変更報告に係る報告書の提出があったときは、第7第3項の規定に準じて完了予定期日変更報告進達書を提出しなければならない。
- 4 第1項の規定は、補助金の繰越しを伴わず、かつ、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金繰越しがあった場合は、当該繰越しを伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後6箇月以内である場合は、適用しない。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、完了予定期日の変更が補助事業の内容の変更（第8第4項に規定する軽微な変更を除く。）を伴う場合は、補助金の交付決定の変更の申請に含めて行わなければならない。

第11 実績報告

補助事業に係る実績報告は、交付規則第9条第1項及び同条第2項の規定により取り扱うものとする。

第12 残存物件等の取扱い

補助事業に係る残存物件等については、「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」（平成24年3月30日付け国官会第3299号）第3章第9から第17までの規定に準じ、取り扱うものとする。

第13 額の確定の取扱い

補助事業に係る額の確定については、「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」第4章第18から第23までの規定に準じ、取り扱うものとする。

第14 補助金の支払

補助金は、第13の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

第15 全体設計の事前承認

- 1 補助金の交付を申請しようとする者は、次の各号の一に該当する工事を施工しようとする場合において、補助金の交付の申請前に、全体設計承認申請書に交付申請の場合に準じて作成した全体工事設計書及び関係図面を添付して国土交通省都市局長又は住宅局長の承認を受けなければならない。この場合において、第

7 第 2 項及び第 3 項の規定を準用するものとする。

(1) 建築物の建築等の工事で、施工上設計を分割することが困難又は著しく不経済なもの等で一括して施工する必要がある、かつ、その施工年度が 2 年度以上にわたるもの。

(2) 大規模な物件等の移転の工事でこれに要する期間が 12 箇月を越えるもの。

2 全体設計の変更（第 8 第 4 項に規定する軽微な変更を除く。）をしようとする者は、前項の規定に準じて国土交通省都市局長又は住宅局長の承認を受けなければならない。

第 16 都道府県知事の指導監督

1 指導監督事務

都道府県知事は、補助事業の円滑な実施を図るため、補助事業者に対し必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は検査しなければならない。

2 指導監督事務費

国は、都道府県知事が行う前項の指導監督に要する費用として、当該年度における当該都道府県の区域内の補助対象事業の建設工事費の額に 100 分の 3.0 以内において国土交通大臣が定める率を乗じて得た額に相当する額を都道府県に交付することができる。

第 17 補助金の経理

1 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後 5 年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合において、前項に規定する帳簿を都道府県知事に提出しなければならない。

(1) 市街地再開発組合の行う市街地再開発事業において、都市再開発法第 45 条第 6 項の規定による公告が行われたとき。

(2) 特定建築者の行う市街地再開発事業において、都市再開発法第 99 条の 6 第 2 項（同法第 118 条の 28 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による地上権又は敷地の譲渡が行われたとき。

(3) 優良建築物等整備事業において、建築工事が完了したとき。

(4) 地域優良賃貸住宅整備事業において、建築工事が完了したとき。

(5) 住宅市街地総合整備事業において、建築工事が完了したとき。

(6) 防災街区整備事業において、建築工事が完了したとき。

(7) 認定集約都市開発事業において、建築工事が完了したとき。

(8) 前七号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認めるとき。

第 18 申請書等の様式

この要綱に規定する申請書等の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 補助金交付申請書	様式第 1
(2) 工事設計書及び変更工事設計書	様式第 2
(3) 補助事業費財源表	様式第 3
(4) 補助金交付申請報告書	様式第 4
(5) 補助金交付申請進達書	様式第 5
(6) 補助金交付決定変更申請書	様式第 6
(7) 補助金交付決定変更申請報告書	様式第 7
(8) 補助金交付決定変更申請進達書	様式第 8
(9) 指導監督事務費補助交付申請書	様式第 9
(10) 指導監督事務費補助交付申請進達書	様式第 1 0
(11) 指導監督事務費補助交付決定変更申請書	様式第 1 1
(12) 指導監督事務費補助交付決定変更申請進達書	様式第 1 2
(13) 補助金交付決定取消申請書	様式第 1 3
(14) 補助金交付決定取消申請報告書	様式第 1 4
(15) 補助金交付決定取消申請進達書	様式第 1 5
(16) 補助事業の完了予定期日変更報告書	様式第 1 6
(17) 補助事業の完了予定期日変更報告に係る報告書	様式第 1 7
(18) 補助事業の完了予定期日変更報告進達書	様式第 1 8
(19) 全体設計（変更）承認申請書	様式第 1 9
(20) 完了実績報告書	様式第 2 0
(21) 年度終了実績報告書	様式第 2 1
(22) 補助金確定通知書	様式第 2 2
(23) 是正命令書	様式第 2 3
(24) 補助金返還命令書	様式第 2 4
(25) 額の確定通知	様式第 2 5
(26) 債権発生通知書	様式第 2 6
(27) 残存物件継続使用承認申請書	様式第 2 7
(28) 残存物件継続使用承認申請報告書	様式第 2 8
(29) 残存物件継続使用承認申請進達書	様式第 2 9
(30) 残存物件台帳	様式第 3 0

附則

第 1 施行期日

この要綱は平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

第2 廃止

先導型再開発緊急促進事業補助金交付要綱（平成13年4月6日付け国都市第103号）、先導型再開発緊急促進事業補助金交付要綱（平成13年4月27日国住街第333号）及び21世紀都市居住緊急促進事業補助金交付要綱（平成10年12月11日建設省住備発第130号・建設省住街発第110号・建設省住市発第45号）は廃止する。

第3 経過措置

この要綱の施行の際、前項により廃止される要綱に基づく先導型再開発緊急促進事業及び21世紀都市居住緊急促進事業であって、平成24年3月31日までに着手した事業については、防災・省エネまちづくり緊急促進事業とみなし、事業に関する規定はそれぞれ従前の例による。

附則

第1 施行期日

改正後の要綱は平成25年4月1日から施行する。

附則

第1 施行期日

改正後の要綱は平成25年5月15日から施行する。

附則

第1 施行期日

改正後の要綱は平成26年8月1日から施行する。

第2 経過措置

1 平成28年度末までに事業開始する場合は、平成28年度中に都市機能誘導区域、平成30年度中に市町村が作成する立地適正化計画に定められた都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域を設定することを前提に、都市機能誘導区域見込地において、支援対象とする。

2 中心市街地活性化法第9条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成28年度末までに同条第10項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。

附則

第1 施行期日

改正後の要綱は平成27年4月9日から施行する。

第2 経過措置

1 平成 28 年度末までに事業開始する場合は、平成 30 年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、居住誘導区域見込地において、支援対象とする。

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づき、平成 27 年 3 月 31 日までに着手した事業に関する規定については、なお従前の例による。

附則

第 1 施行期日

改正後の要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 経過措置

この要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度末までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村で事業を開始する場合は、平成 30 年度中に立地適正化計画に居住誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域に関する規定による事業の実施が可能なものとする。

附則

第 1 施行期日

改正後の要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

第 1 施行期日

改正後の要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 経過措置

この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づき、令和 2 年 3 月 31 日までに着手した事業に関する規定については、なお従前の例による。

附則

第 1 施行期日

改正後の要綱は令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附則

第 1 施行期日

改正後の要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 経過措置

この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づき、令和 3 年 3 月 31 日までに着手した事業に関する規定については、なお従前の例による。

附則

第1 施行期日

改正後の要綱は令和4年4月1日から施行する。

附則

第1 施行期日

改正後の要綱は令和4年12月2日から施行する。

附則

第1 施行期日

改正後の要綱は令和5年4月1日から施行する。

附則

第1 施行期日

改正後の要綱は令和5年11月30日から施行する。

附則

第1 施行期日

改正後の要綱は令和7年4月1日から施行する。

第2 経過措置

この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づき、令和7年3月31日までに着手した事業に関する規定については、なお従前の例による。